

「広島県子ども・若者計画」の概要

計画策定の目的

○不登校、ひきこもり、ニート、非行等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援をはじめ、すべての子ども・若者の育成支援を、社会全体で総合的に推進する。

背景

○ 子ども・若者をめぐる環境の悪化、不登校・ひきこもり・ニート等の問題の深刻化を背景に「子ども・若者育成支援推進法」が制定された。
・平成22年4月 法施行
・平成22年7月 子ども・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」決定

これまでの取組と成果

○ 広島県青少年健全育成条例に基づき、知事部局、教育委員会、警察本部が一体となって、家庭、学校、職場、地域における青少年の健全育成に取り組んできた。
○ 青少年育成県民会議と連携し、40年以上にわたり、県民運動を着実に推進してきた結果、市町民会議、青少年育成団体等とのネットワークが形成され、地域での取組基盤は整っている。

広島県子ども・若者計画の構成

第1章 計画の基本的な考え方

根拠

子ども・若者育成支援推進法第9条（子ども・若者計画策定の努力義務）

対象

子ども・若者
※30歳未満の者。
施策によっては40歳未満の者も対象。

計画期間

3年間（平成24～26年度）

関連計画との関係

「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づき、「みんなで育てることも夢プラン（H22.3）」、「広島県教育委員会主要施策実施方針（H23.3）」を踏まえて策定するもの。

目指す姿

子ども・若者が、家庭・学校・地域のネットワークの中で、自立に向け、健やかに成長し、生き生きと社会生活を送っている。

ひろしま未来チャレンジビジョンに掲げる「人づくり」への挑戦における将来像

人が集まり、育ち、生き生きと活躍する広島県の実現

基本方針

- これまで家庭・学校・地域が連携して推進してきた青少年育成県民運動を基盤として取り組む。
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を重点的に支援する。
- 教育、福祉、保健・医療、雇用等各関連分野にわたる施策を、関係機関が一体となり、かつ、多様な主体と連携しつつ、総合的に推進する。

推進体制

知事部局、教育委員会、警察本部の関係各課で構成する「広島県子ども・若者育成支援推進連絡会議」を中心に推進

第2章 子ども・若者施策の基本的方向

1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する

目指す姿

- ◆ すべての子ども・若者が、心身ともに健やかに成長し、夢を持って生活を送っている。
- ◆ すべての若者が社会人・職業人として自立するために必要な意欲・態度や能力を身に付けている。

現状と課題

- 子どもたちの規範意識の低下、自尊感情の低下が懸念されているとともに、若者の就業・社会参画意識、目的達成意欲の低下などが指摘されている。
一人ひとりが社会の一員としての自覚と責任を持ち、互いに人として尊重し合いながら活躍できる力や、他人を思いやる心、感動する心など豊かな人間性を育てていく必要がある。
- 年齢や立場の異なる人との交流や自然体験・社会体験等の実体験を通して豊かな人間性や社会性を育み、規範意識を身につける機会が減少している。
このため、青少年育成県民会議や関係団体と連携し、地域における体験・交流活動を一層促進する必要がある。
・「キャンプをしたこと」が「ほとんどない」 H10年度38%→H21年度57%（全国）
- 学校卒業後、就職3年以内に離職する者の割合は、高卒32.4%、大卒29.4%となっており、小学校段階からの職業意識の醸成、地域社会や産業界と連携した就業能力の向上や就労支援が必要である。

現状と課題

- 不登校、ひきこもり、ニートは相互に関連している場合があり、また、発達障害や精神疾患と関連していると思われるケースもあるため、早期の適切な対応や各分野の支援機関・団体の相互の連携強化が必要である。
・不登校児童生徒の割合や高校中途退学率が、依然として全国平均を上回っている。（H22年度）
- | 区分 | | 広島県 | 全国 |
|------------|----------------|-------|--------|
| 不登校児童生徒の割合 | 国公立小学校 | 0.38% | 0.32% |
| | 国公立中学校 | 2.85% | 2.73% |
| ※国公立 | 公立高等学校 | 1.74% | ※1.66% |
| | 中途退学率(国公立高等学校) | 1.8% | 1.6% |
- ・ひきこもりは、全国約70万人、県内に1.5万人と推計。（家からほとんど出ない状態が6か月以上、15～39歳）
 - ・若年無業者（ニート）は、全国60万人台で推移、県内約1万人と推計（15～34歳）
 - 非行の低年齢化や、中高生の高い再非行率、中学校における暴力事案の増加等の現状に対し、規範意識を醸成するとともに、継続的な指導・助言、就労・学習支援、居場所づくりを通じた自立・立直り支援を図る必要がある。
・非行少年の検挙・補導人数（H22 広島県）3,675人、うち中学生以下55.2%⇔全国43.5%
・刑法犯検挙少年の再非行率（H22） 広島県33.2%⇔全国31.5%
 - 発達障害が疑われる相談が増えるなど、支援ニーズが増加しているが、障害の特性に応じた地域における支援体制が十分整っていない。

目指す姿

- ◆ 地域が連帯して子ども・若者の育成を支援する環境が整っている。
- ◆ 子ども・若者の安全・安心が確保されている。

現状と課題

- 家庭、地域の教育力の低下が指摘されており、家庭教育への支援や、地域の多様な主体との連携を強化していく必要がある。
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の現状を踏まえた地域ぐるみの青少年育成県民運動を展開していく必要がある。
- インターネットや携帯電話の普及により、子ども・若者が有害情報に容易に接触できる状況などを踏まえ、安全・安心な環境を整える必要がある。
・携帯電話のフィルタリング利用率 中学生67.2%、高校生50.0%（広島県 H23年）
⇔ 全国 中学生67.4%、高校生52.0%

施策の基本的方向

○ 家庭、学校、地域が連携して、基本的な生活習慣の定着や社会性・規範意識の醸成に取り組むなど、子ども・若者の健やかな成長を支援し、社会生活を円滑に営む上での基礎を形成する。

- (1) 子ども・若者の育成支援
 - ①「知・徳・体」のバランスのとれた子どもの育成
 - ② 大学教育の充実
 - ③ 社会参加、体験・交流活動の促進
 - ④ 経済的支援
- (2) 子ども・若者の健康の確保
- (3) 若者の職業的自立、就労等支援

○ 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の自立に向け、関係する主体が連携して支援する。また、非行防止や子ども・若者の被害防止・保護を図る。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難な状況ごとの支援
 - ① 不登校、ひきこもり、ニート等の子ども・若者の支援
 - ② 非行防止と立直り支援
 - ③ 子どもの貧困問題等への対応
- (2) 障害のある子ども・若者の支援
- (3) 子ども・若者の被害防止・保護
- (4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者支援に係る地域ネットワークの形成

○ 家庭、学校、地域における多様な主体との連携を強化し、地域ぐるみで子育てや子ども・若者の育成支援を進めるとともに、子ども・若者の安全・安心を確保する。

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 地域ぐるみの子ども・若者育成支援の推進
 - ① 多様な主体の連携による取組の推進
 - ② 地域における多様な担い手の育成
 - ③ 育成者や大人への啓発
- (3) 子ども・若者の安全・安心の確保

主要な取組

【知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成】

- 道徳教育の一層の充実を図るため、地域全体で道徳教育を推進するよう支援する。
- 自ら課題を発見し、自ら考え、主体的に判断して行動できる能力や他者と協同・協力できる能力を身につけさせる取組を推進する。
- 中学校区における学校・家庭・地域が一体となった豊かな心を育む活動の支援・普及に取り組む。
- 【体験・交流活動の促進】
- 地域において世代や学校の垣根を越えて交流したり、自然の中で子どもが交流を深める活動、スポーツ活動、文化活動等、豊かな人間性や社会性を育む多様な体験活動の機会を提供し、子どもの参加を促進する。
- 青少年育成県民会議と連携し、小学生が自分の夢を地域の人や「夢配達人」と一緒に実現する活動をはじめ、地域における体験交流活動の活発化を図る。
- 【職業意識の醸成・就労等支援】
- 学校における就業体験活動等による職業意識の形成促進や、高等技術専門学校等における職業訓練の充実、「ひろしま若者しごと館」における若年者の就職と職場定着の支援に取り組む。

【成果目標・指標】(H22→H25)	小学校	中学校
●自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	73.3%→90%	59.1%→90%

【不登校児童生徒等への支援】

- 不登校対策実践指定校における生徒指導体制が確立するよう指導し、その取組成果を生徒指導主事研修等で各学校及び各市町教育委員会に広め、指導力の向上を図る。また、スクールカウンセラー等を効果的・計画的に配置し、各学校における教育相談体制の充実を図る。
- 【ひきこもりへの支援】
- ひきこもり地域支援センターを設置して、関係機関、民間支援団体等と連携し、相談支援の充実強化、情報発信などを行う。
- 【若年無業者（ニート）への支援】
- 「若者交流館」において、就業支援に関する相談、職場体験等の機会や交流の場を提供する。
- 【非行防止、非行少年の再非行防止・立直り支援】
- 専門的な知識・経験を有する者をスクールサポーターとして学校へ派遣し、学校を起点とする非行防止活動を行う。また、関係機関が連携する「少年サポートチーム」の活動や、非行少年の居場所となる「少年サポートルーム」の開設等により、再非行防止と立直りを支援する。
- 【発達障害のある子ども・若者の支援】
- 「発達障害者支援センター」の市町支援機能の強化、地域における支援体制の整備、人材育成、正しい理解を広める啓発活動等を推進する。
- 【支援機関の連携による切れ目のない支援、地域における居場所づくり】
- 各分野の支援機関が連携して切れ目のない支援が行えるよう「子ども・若者支援地域協議会」の設置に取り組むとともに、NPO、青少年育成県民会議等と連携して、支援の段階に応じた、地域における居場所づくりを促進する。

【成果目標・指標】(H22→H25(再非行率 H26))	
●不登校児童生徒の割合(国公立小中)	1.22%(全国平均1.13%)→全国平均以下
●暴力行為発生件数(公立小中高)	5.5件/千人(全国平均4.5件/千人)→全国平均以下
●再非行率	33.2%(全国平均31.5%)→全国平均以下

【多様な主体の連携による育成支援】

- 家庭・地域の教育力の充実を図るため、親が子育てについて学ぶ機会の提供や、地域住民の参画を得ながら、学び・体験・交流・遊びの場などを提供する「放課後子ども教室」の取組、青少年育成県民会議による県民運動の推進など、家庭、学校、地域の多様な主体の連携による取組を促進する。
- 【地域における担い手の育成】
- 青少年育成県民会議と連携し、地域で体験交流活動等を行う青少年育成リーダーに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への対応に関する知識を習得させることにより、地域ぐるみによるこれらの子ども・若者に対する育成支援を促進する。
- 【有害環境の改善】
- 広報啓発等により、インターネットや携帯電話の適正利用やフィルタリングの利用促進を図る。

【成果目標・指標】(H22→H26) ●青少年育成地域リーダー171人→200人